

第3部 従業者1~3人の事業所に関する統計表

2 品目別加工賃収入額及び産出事業所数(続)

品目	金額 (百万円)	産出事 業所数	品目	金額 (百万円)	産出事 業所数
354491 電気音響機械器具	3 665	611	394491 毛筆, 絵画用品	254	68
354591 交通信号保安装置, 同部分品, 取付具, 付属品	186	40	394991 他に分類されない事務用品	1 497	439
355191 X線装置, 同部分品, 取付具, 付属品	222	57	395191 装身具, 裝飾品	3 852	838
355291 電子計算機, 同付属装置, 同部分品, 取付具, 付属品	1 409	219	395291 造花, 装飾用羽毛	188	44
355991 その他の電子応用装置, 同部分品, 取付具, 付属品	1 259	218	395391 ボタン	1 344	285
356191 電気計測器, 同部分品, 取付具, 付属品	1 117	182	395491 針, ピン, ホック, スナップ同関連品	459	91
356291 工業計器, 同部分品, 取付具, 付属品	720	135	396591 工業用プラスチック製品	8 604	1 149
357991 その他の電子機器用, 通信機器用部分品	9 193	1 428	396791 強化プラスチック製品	620	93
359191 蓄電池, 同部分品, 取付具, 付属品	87	17	396891 プラスチック成形材料, 加工製品	15 879	2 606
359291 一次電池, 同部分品, 取付具, 付属品	36	10	396991 その他のプラスチック製品	12 747	2 319
359991 他に分類されない電気機械器具	1 472	235	397191 漆器	9 525	2 239
36 輸送用機械器具	41 897	7 137	398191 麦わら, パナマ類帽子	57	22
361391 自動車の部分品, 付属品	30 576	5 140	398291 豊, むしろ類	6 055	2 311
362291 鉄道車両用部分品	1 372	242	398391 わら工品	63	39
363191 自転車, 同部分品	1 650	316	398491 ブラシ, 清掃用品	446	136
364191 鋼製船舶新造, 改造, 修理	656	46	398591 コルク加工基礎資材, コルク製品	44	10
364291 船体プロック	342	16	398691 マッチ	x	2
364391 木造船舶の新造, 改造, 修理	258	63	398791 煙火	17	3
364491 舟艇の新造, 改造, 修理	719	207	398891 看板, 標識機, 展示装置	3 460	698
364591 船用機関, 同部分品, 取付具, 付属品	3 875	661	398991 かつら, かもじ	93	21
365291 航空機用エンジン, 同部分品, 取付具, 付属品, (質加工)	57	14	399191 洋がさ, 同部分品	2 152	370
365991 その他の航空機部分品, 補助装置	373	56	399291 和がさ, 同部分品	6	6
369191 産業用運搬車両, 同部分品, 取付具, 付属品	1 285	238	399391 うちわ, 扇子, ちょうちん	674	254
369991 他に分類されない輸送用機械器具, 同部分品, 取付具, 付属品	734	138	399491 モデル, 模型	556	82
37 精密機械器具	19 327	3 752	399591 魔法びん	16	3
371191 一般長さ計	40	18	399691 パレット	135	26
371291 体積計	100	24	399991 他に分類されないその他の製品	x	325
371391 はかり	188	57			
371491 溫度計	115	34			
371591 圧力計, 流量計, 液面計等, 同部分品, 取付具, 付属品	840	160			
371691 精密測定器, 同部分品, 取付具, 付属品	1 302	213			
371791 分析機器, 同部分品, 取付具, 付属品	256	37			
371891 試験機, 同部分品, 取付具, 付属品	572	99			
371991 他に分類されない計量器, 測定器, 同部分品, 取付具, 付属品	1 176	197			
372191 測量機械器具, 同部分品, 取付具, 付属品	418	94			
373191 医科用機械器具, 同部分品, 取付具, 付属品	2 086	418			
373291 歯科用機械器具, 同部分品, 取付具, 付属品	352	84			
373391 動物用医療機械器具, 同部分品, 取付具, 付属品	19	7			
373491 医療材料	141	34			
373591 歯科材料	162	26			
374191 理化学機械器具, 同部分品, 取付具, 付属品	503	98			
375191 顕微鏡, 望遠鏡等, 同部分品, 取付具, 付属品	1 244	289			
375291 写真機, 同部分品, 取付具, 付属品	3 946	767			
375391 映画用機械, 同部分品, 取付具, 付属品	193	46			
375491 レンズ, ブリズム研摩	2 727	502			
376191 眼鏡	1 789	356			
377191 時計, 同部分品	714	116			
377291 時計側	445	76			
38 武器	9	3			
381191 武器	9	3			
39 その他の製造品	85 531	17 929			
391191 宝石, 貴金属製品	5 105	1 140			
391291 宝石付属品同材料, 加工品, 同細工品	856	239			
392991 その他の楽器, 楽器部品, 同材料	1 343	299			
393191 娯楽用品, がん具	3 131	654			
393291 人形	1 427	383			
393391 児童乗物, 同部分品, 付属品	250	54			
393491 運動競技用具	2 762	575			
394191 万年筆, シヤーペンシル, ペン先	161	34			
394291 ボールペン, マーキングペン同部分品	368	61			
394391 鉛筆	78	11			

付録

工業統計調査規則 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
最終改正昭和58年1月22日通商産業省令第4号

(省令の目的)

第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基く日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所について行う。ただし、国及び公共企業体に属する事業所を除く。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査、乙調査及び内調査とする。

2 甲調査は、前条の調査の範囲のうち従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3 乙調査は、前条の調査の範囲のうち従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

4 内調査は、前条の調査の範囲のうち本社又は本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社又は本店であるものについて行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額
- 4 本社又は本店所在地
- 5 事業内容
- 6 他事業所の有無
- 7 経営組織
- 8 従業者数
- 9 常用労働者毎月末現在数合計
- 10 現金給与総額
- 11 原材料及び燃料使用額
- 12 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛品額
- 13 電力使用額
- 14 委託生産費
- 15 主要原材料名
- 16 作業工程
- 17 主要製品名
- 18 製造品並びにくず及び廃物出荷額
- 19 製造品在庫額
- 20 加工賃及び修理料収入額
- 21 内国消費税額
- 22 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設勘定の増減
- 23 敷地面積及び建築面積
- 24 工業用水使用量

(調査票の様式)

第7条 甲調査、乙調査及び内調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

(準備調査)

第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

(調査票の使用)

第10条 工業調査は、統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(削除)

(調査票等の提出)

第12条 申告義務者は、調査票1部に所定の事項を記入し、記名押印して、これを市町村長の定める日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第13条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

(削除)

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠りその他不都合の行為があったときは、解任することができる。

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業統計調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、次に掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならぬ。

- 1 現金給与総額
- 2 原材料及び燃料使用額
- 3 原材料及び燃料在庫額並びに半製品及び仕掛け品額
- 4 電力使用額

5 委託生産費

6 製造品並びにくず及び廃物出荷額

7 製造品在庫額

8 加工賃及び修理料収入額

9 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設勘定の増減

10 敷地面積及び建築面積

11 工業用水使用量

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 経営組織

6 従業者数

7 主要製品名

2 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附 則(抄)

2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(本規則は、昭和58年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。)

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について昭和57年12月31日現在において行う乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号。以下日本標準産業分類といふ。）に掲げる小分類203—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類204—織物業
メリヤス製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類205—メリヤス製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類231—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類233—建具製造業
ゴム製・プラスチック製はきもの・同付属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—ゴム製・プラスチック製はきもの・同付属品製造業
なめしかわ・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類291—なめしかわ製造業、小分類292—工業用かわ製品製造業、小分類293—かわ製はきものの用材・同付属品製造業、小分類294—かわ製はきものの製造業、小分類295—かわ製手袋製造業、小分類296—かばん製造業、小分類297—袋物製造業、小分類298—毛皮製造業、小分類299—その他のなめしかわ製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類304—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類332—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

秘

昭和58年工業統計調査票

甲

工

業

調

査

票

第10号

指定期

所

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

票

用

業

調

査

</div

工業統計表公表物一覧

★ ★ この調査票は、申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。
調査員は、この調査票は、一部提出してください。

市區町村番号	◎ 基本調査区番号	◎ 工業調査事業所番号
都道府県	市区町村	番号
1 事業所の名称及び所在地 電話()		
都道府県	市区町村	丁目番地
都道府県	市区町村	番地番番地
都道府県	市区町村	丁目番号
2 本社又は本店の名称及び所在地電話()		
1と同じ場合は上記と記入してください。		
3 他事業所の有無 あてはまる番号一つに○をつけてください。		
1 工場が一つで、本社・本店はこの工場と同じ場所にある。		
2 本社はこの工場と異なった場所にある。		
3 工場が二つ以上ある。(上記1, 2以外)		
4 経営組織 あてはまる番号一つに○をつけてください。		
1 会社(合資、合名)	5 資本金額 又は出資金額 昭和54年未現在払込み済みの資本額	男 女 計
2 組合・その他の法人		
3 個人		
6 従業者数(年末現在) 常用労働者(重役などの役員のうち常勤労働者を含む)		
個人事業主及び無給家族從業者		
合 計		
7 現金給与、総額(年間) 金額		
(期末賞与、退職金等を含む。) 百億十億 千万百十万千円		
8 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費(外注加工費)の合計金額(年間)		
(1) 原材料、燃料、電力の使用額は、他から購入したものと同じ企業の他の事業所から受け入れるものではありません。		
(2) 委託生産費は、原材料又はこの事業所の製品を他に支給して製造、加工を受ける場合、これに支払った加工費とすべき加工費をいいます。		
(3) 金額には(1)と(2)の合計金額を記入してください。		
◎ア	申告者と押印	備考
◎イ	本票の内容について回答できる人の識・氏名	

通 商 産 業 省

9 製造品出荷額等		
(1) 自己の所有する原材料として製造された製品をいい、製造品には副産物、製造工程から出たくず、廢物も含めてください。		
(2) 前項に該当しない他の事業所へ販売したものを含めることができます。		
(3) 委託加工品名、販賣額は、工場出荷高額額によつて記入してください。		
(4) 前項に該当しない他の事業所へ販売したものを含めることができます。		
(5) 前項に該当しない他の事業所へ販売したものを含めることができます。		
10 加工費収入額(年間) 他の企業の所有する原材料又は製品に付加工して引き渡したものに対して、受け取った加工費と受け取るべき加工費を記入してください。		
11 内国消費税額(年間) 120000		
12 おもな原材料名及び簡単な作業工程		
ア 買入したもの	イ 支給されたもの	ウ 修理料収入額(年間) 880000 ☆
13 有形固定資産		
(1) 有形固定資産(土地、建物、機械、器具、運輸工具、車両、船舶、設備、機器、器具などを購入して1年以上使っている工具、機器、器具など)を購入してくださいます。		
(2) 有形固定資産(土地、建物、機械、器具などを購入して1年以上使っている工具、機器、器具などを購入して同じ企業に属する他の事業所から受け入れ、改修、建設、販売する場合など)の取扱額を記入してください。		
(3) 有形固定資産(土地、建物、機械、器具などを購入して1年以上使っている工具、機器、器具などを購入して同じ企業に属する他の事業所への引渡しなどによる除却額を記入してください。		
(4) 除却額には、減価償却費として有形固定資産動産より控除した金額又は減価償却引当金として計算された金額を記入してください。		

昭和57年	工業統計表	発行所	発行
産業編	大蔵省印刷局	昭和59年5月	
品目編	〃	昭和59年5月	
用地・用水編	〃	昭和59年7月	
市町村編	財通商産業調査会	昭和59年6月	
工業地区編	〃	昭和59年7月	
企業編	大蔵省印刷局	昭和59年10月	

昭和58年	工業統計速報	財通商産業調査会	昭和59年12月
-------	--------	----------	----------

昭和58年	工業統計表	発行所	発行
産業編	大蔵省印刷局	昭和60年5月	
品目編	〃	昭和60年6月	
用地・用水編	〃	昭和60年6月予定	
市町村編	財通商産業調査会	昭和60年6月〃	
工業地区編	〃	昭和60年7月〃	
企業編	大蔵省印刷局	昭和60年9月〃	

昭和57年	工業統計詳細情報	財通商産業調査会	昭和59年7月
-------	----------	----------	---------

昭和58年	〃	〃	昭和60年7月予定
-------	---	---	-----------

昭和54年3月16日に統計法施行令の一部が改正され「磁気テープ等に記録したものを紙面または映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法」という新たな公表形態が設けられました。

これに伴い、昭和53年以降の工業統計調査の集計結果のうち、都道府県別、市区町村別の詳細情報を公表(マイクロフィッシュに記録したものをマイクロリーダーで表示)しています。

- 昭和57年詳細情報として公表している表は以下のとおりです。
- 1 都道府県別・産業細分類別表
 - 2 都道府県別・産業中分類別・従業者規模別表
 - 3 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

(公表項目は次ページ参照)

1.2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業員規模	
(金額単位:万円)			
従業者数 (12月末現在)			
事業所数	常用労働者	常用労働者(管理・事務)	個人事業主及び家族従業者
	男(人)	女(人)	男(人)
	女(人)		女(人)
現金給与総額			
製造品出荷額	加工費収入額	修理料収入額	くず廃物の出荷額
			その他の収入額
有形固定資産額 (9人以下を除く)			
原材料使用額	*燃料使用額	*購入電力使用額	*委託生産貢
			合計
有形固定資産額 (9人以下を除く)			
除却額	減価却額	建設仮勘定※	土地取得額
土地	土地以外のもの		
		増加額	減少額
在庫額*			
取 得 額 (中古)		年 初 在 庫 額	
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※	(機械及び装置)※	(その他の)※
在庫額*			
年 初 在 庫 額		年 末 在 庫 額	
年 末 在 庫 額	(従業者29人以下)	年 初 在 庫 額	年 末 在 庫 額
原材料及び燃料	合 計		
用地取得面積(m ²)			
水 源 別 用 水 量 (m ³ /日)			
埋立地	その他の	合計	
用 途 別 用 水 量 (m ³ /日)			
淡 水			
ボイラー用水	原 料 用 水	製品処理用水	冷 却 用 水
			温 調 用 水
			そ の 他
用 途 别 用 水 量 (m ³ /日)			
海 水	生 产 額	付 加 価 値 額	粗付加価値額
そ の 他	合 計		
従業者 1 人 当 り			
分配率 (%)	現金給与総額	製造品出荷額等 (除内国消費税額)	生産額 (除内国消費税額)
1 事業所 当 り			

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

都道府県	市区町村	産業分類	
(金額単位:万円)			
従業者数(人)			
事業所数	現金給与総額(円)	原材料使用額等	製造品出荷額等
		製造品出荷額	加工費収入額
			修理料収入額
内国消費税額			
くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計	
事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(円)	原材料使用額等
			製造品出荷額
			加工費収入額
			修理料収入額
内国消費税額			
くず・廃物の出荷額	その他の収入額	合計	

昭和 58 年

工業統計表 品目編

昭和 60 年 6 月 5 日 印刷

昭和 60 年 6 月 15 日 発行

編集者 通商産業大臣官房調査統計部

東京都千代田区霞が関 1 の 3 の 1

電話 03 (501) 1511

印刷 大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門 2-2-4

電話 03 (582) 4411